

坂出市空き家の除却に係る土地の固定資産税の減免に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空き家の除却を促進し、市民の安全および安心の確保を図るため、坂出市税条例（昭和29年坂出市条例第23号）第71条第1項第4号および坂出市税の減免に関する規則（昭和33年坂出市規則第8号）第3条第7号の規定に基づき、空き家を除却した後の土地に対する固定資産税を減免することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「空き家」とは、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する空家等に該当する建築物のうち、居住の用に供されていない期間が1年以上の住宅をいい、市の発行する老朽空家等確認書の交付を受けたものとする。

(減免対象)

第3条 固定資産税の減免（以下「減免」という。）は、空き家の敷地の用に供されていた土地であって、かつ、空き家が除却され更地となった日の属する年の1月1日を賦課期日とする年度の固定資産税のうち、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2の規定による住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例（以下「住宅用地特例」という。）の適用を受けていた土地（法第14条第2項の規定による勧告を受けて住宅用地特例が解除された土地を除く。以下「減免対象土地」という。）について行う。

2 前項に規定する減免を申請することができる者は、減免対象土地の所有者またはその相続人とする。ただし、法人については、この限りでない。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合については、減免の対象としないものとする。

(1) 減免対象土地を除却した空き家以外の住宅の敷地の用に供し、かつ、住宅用地特例の適用を受けている場合

(2) 減免対象土地を営利目的で使用している場合

(3) 減免対象土地の所有者またはその相続人が市税を滞納している場合

(4) 申請者が不正な行為等により虚偽の申請を行った場合

(5) その他市長が減免することが適当でないとする場合

(減免額)

第4条 減免額は、減免対象土地に係る固定資産税の税額相当額と、当該土地が住宅用地特例の適用があるものとみなして算出した固定資産税の税額相当額の差額相当分とする。

(事前相談)

第5条 減免の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、対象の空き家の敷地が第3条第1項に規定する土地に該当するかについて、空き家の除却前に税務課と協議を行うものとする。

(減免の申請)

第6条 申請者は、空き家の除却後速やかに空き家の除却に係る土地の固定資産税減

免申請書（様式第1号）および必要書類等を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、速やかに減免の可否を決定し、その結果を空き家の除却に係る土地の固定資産税減免可否決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（減免期間）

第7条 減免の期間は、空き家を除却した日の属する年の翌年1月1日を賦課期日とする年度から5年間を限度とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、該当すると認められた期日の翌年3月31日をもって減免の期間を終了するものとする。ただし、該当すると認められた期日が1月1日の場合は、同年3月31日をもって減免の期間を終了するものとする。

(1) 減免対象土地が新たに住宅用地特例の適用を受けた場合

(2) 売買等（相続によるものを除く。）の理由により減免対象土地の所有者が変更された場合

(3) 減免対象土地に新たに家屋が建築された場合または減免対象土地が他の用途に変更された場合

(4) 第3条第3項各号のいずれかに該当することが判明した場合

(5) 減免対象土地が適正に管理されないことにより、周辺住民の住環境に悪影響を与えたと認められる場合

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

（この要綱の失効）

- 2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた空き家の除却に係る減免対象土地の固定資産税の減免については、なお従前の例による。